

○猿払村広告事業実施規則

平成19年11月12日規則第23号

改正

平成22年3月26日規則第12号

平成23年9月12日規則第21号

平成24年4月10日規則第16号

平成25年3月12日規則第5号

平成26年3月17日規則第1号

平成28年2月5日規則第21号

平成28年3月31日規則第31号

平成29年2月24日規則第3号

猿払村広告事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、猿払村の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより村民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「広告媒体」とは次に掲げる村の資産のうち、村が広告媒体として活用することを決定したものである。

- (1) 広報「さるふつ」
- (2) 村ホームページ
- (3) 削除
- (4) 公共施設
- (5) その他広告媒体として活用できる資産で村長が認めるもの

2 この規則において「広告掲載」とは広告媒体に事業所等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 村の品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は違反する疑いがあるもの

- (3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 村税等を完納していないものの申し出
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載として適当でないと村長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、猿払村広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて申し込むものとする。ただし、村税等の滞納がある場合は、広告主となることはできない。

2 前項の提出に際し、必要に応じて、確定申告書、納税証明書等の審査資料の提出を求めることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 村長は、前条の規定による申込書を受理したときは、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、猿払村広告掲載可否決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により広告主に通知しなければならない。

(広告審査委員会)

第6条 広告掲載に関する事項について審査を行うため、猿払村広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、猿払村課設置条例（平成14年条例第12号）第1条に規定する課の長及び主幹並びに教育委員会教育次長をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、企画政策課長の職にある者を、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行ない、その結果を村長に報告するものとする。

(1) 第3条の規定により定める広告掲載の基準に関すること。

(2) 広告主及び広告掲載に関する審査

(3) その他広告掲載に関し村長が必要と認める事項

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料)

第8条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、掲載期間は6か月を限度とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 第5条に規定する決定通知書を受けた広告主は、村長が指定する期日までに、前条に規定する広告掲載料を掲載期間に応じ、村が発行する納入通知書により一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その一部又は全部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により既納の広告掲載料の一部を還付するときは、広告掲載できない日額に相当する料金を日割計算することにより行う。

(免責事項)

第11条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止により掲載料金の返還、損害の賠償等を村に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修及び改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止

2 村は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 村長は、次のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 村長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、猿払村広告掲載決定取消通知書(別記様式第3号)により広告主に通知しなければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告に関連する財産権のすべてについて権利を有していることを村長に対し保証するものとする。

3 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

4 広告物の作成費用は、広告主の負担とする。

5 第6条の規定により受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

6 事故等により広告に破損等が生じた場合は、広告主の負担において修復しなければならない。ただし、村の過失により破損等が生じた場合は、広告主と費用負担について協議するものとする。

7 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(所掌事務)

第14条 広告掲載の所掌事務については、企画政策課企画係及び広告媒体を所管する課等において行う。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

広告掲載料

種類	位置	広告掲載の期間	規格	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
広報 「さるふつ」 最大2枠	各 ペ ー ジ 下段	月号単位	60mm×170mm	1回につき 11,000円
ホームページ 最大8枠	ト ッ プ ペ ー ジ	1月単位	50ピクセル ×185ピクセル G I F形式	月額 5,000円 連続6ヶ月 20,000円
公共施設	村 長 が 定 め る 場 所	1月単位	B 2サイズ 515mm×728mm以下	月額 1,000円 連続6ヶ月 4,000円

別記様式第1号（第4条関係）

猿払村広告掲載申込書

平成 年 月 日

猿 払 村 長 様

広告掲載について、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		〒
	名称		
	代表者職・氏名		印
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
		F A X	
E - m a i l			
広告等の掲出等申込種類			
広告等の掲出等希望場所			
希望期間			平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
広告等の内容	仕様		
遵守事項			<ul style="list-style-type: none">・猿払村税の滞納はありません。・猿払村が村税納付状況を調査することに同意します。
備考			

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

住所

申込者名

代表者氏名

猿払村長 印

猿 払 村 広 告 掲 載 可 否 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 掲載する。

広告掲載の種類

広告掲載の期間

広告掲載料

注) 1 広告料は、同封の納入通知書により村指定金融機関で納入してください。

2 次に該当するときは、この決定を取り消すことがあります。

① 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

② 村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 掲載しない。

(理由)

別記様式第3号（第12条関係）

年 月 日

住 所

申込者社名

代表者氏名

猿払村長 印

猿払村広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載については、下記事由により決定を取り消す（広告の掲載を取りやめる）ので、通知します。

記

（取消し等の事由）